

立川市斎場の指定管理者候補者の選定について

答 申

令和5年10月26日

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会

令和5年9月26日付立福総第1802号により、立川市長から、「立川市斎場の指定管理者候補者の選定について」、本審査会会長あてに、下記団体を公募によらない選定による指定管理者候補者としてほしい旨の諮問を受けましたので、次のとおり答申をいたします。

記

1 審査結果

本審査会では、施設の設置目的を考慮し、指定管理者制度の趣旨をふまえ、公正かつ適正な視点から厳正に審査を行った結果、施設の性格や事業の内容等に鑑み、立川市斎場については、下記団体が指定管理者候補者として相応しいものと判断いたしました。

(1) 公の施設の名称及び位置、指定管理者候補者名

公の施設の名称及び位置	指定管理者候補者名
立川市斎場 立川市羽衣町3丁目20番23号	公益社団法人立川市シルバー人材センター 立川市柴崎町1丁目17番7号

(2) 指定期間

立川市斎場

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

○なお、答申に際し付帯意見はありませんでした。

2 審査会日時

日時	議事内容
令和5年9月26日（火） 午後6時00分から	<ul style="list-style-type: none">・諮問・特命理由、施設概要、業務内容、仕様等の説明・書類審査・事業者による事業計画の説明・協議、審査・答申案の協議・その他

なお、審査会開会前に、3人の委員が立川市斎場の現地視察を行いました。

3 審査の経過

公募によらず、現指定管理者である公益社団法人立川市シルバー人材センターを特命で指定管理者とする理由として、当該施設は令和8年度末までに「施設のあり方」を検討予定であり、その際に市営葬儀事業のあり方も含めた方向性を検討する予定であることから、次期指定期間の3年間については現行の機能を維持すること、現指定管理者は指定期間中の各年度のモニタリング評価でも良好な評価結果を得ていること、また本市の施策において高齢者の雇用機会の確保や就業を促進していることから、現指定管理者による更新を行いたい旨の説明がありました。

さらに、市から施設及び事業の概要、仕様等について説明を受けた後、書類審査を行いました。

ここでは、施設の年間利用率や利用状況、市営葬儀と直葬の違い、条例の設置目的に関する解釈などについての質疑がありました。

また、事業者による事業計画の説明の後、事業者に対して質疑を行いました。

ここでは、事業者の人員体制、直葬のニーズと収支への影響、スタッフの安全衛生への取り組み、さまざまな宗教の葬儀に関する知識の取得などについての質疑がありました。

これらを踏まえ、審査では、当該事業者について、①市民の平等かつ公平な利用が確保されるか、②施設の効用が最大限発揮されるか、③管理に要する経費の縮減が図れるか、④管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか、などの視点から協議を行いました。

その際、小規模葬や直葬の増加という市民ニーズの変化に対応すること、スタッフである高齢者の健康・安全に十分に配慮すること、また、市に対して駐車場の運用改善を検討してほしいなどの意見がありました。

4 審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 長 野 基	大学准教授
〃	(副会長) 鴛 海 量 良	公認会計士
〃	坂 井 聖	税理士
〃	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	宮 本 直 樹	公募
〃	齋 藤 正 雄	公募
〃	志 村 広一郎	公募